

三田産ロゴマーク取扱審査基準

1. 審査方法

申請書の内容に基づき審査を行うものとする。

2. 基準

以下のすべての項目を満たすものは「三田産ロゴマーク」を使用することができるものとする。

- ①三田市内で生産された農畜産物及びその農畜産物を原料として加工・製造した食品等
- ②商標出願における指定商品又は指定役務の区分に掲げられたもの（別表）

制定 平成29年8月1日

別表

No.	区分	指定商品役務
1	29	乳製品、食肉、冷凍野菜、冷凍果実、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆
2	30	茶、菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、穀物の加工品、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦
3	31	野菜、果実、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽
4	32	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料
5	33	泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、清酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒
6	35	飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供